

新潟家庭裁判所委員会(第9回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成19年12月6日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 委員名簿の公開について

報道機関から要望があれば、氏名と所属団体を公表することにつき、全員が了承した。

2 少年法改正についての意見交換

(学識経験者委員G)

一定の重大事件に係る14歳未満のいわゆる触法少年については、警察官の調査権が設けられ、これからは、警察は、調査の上、必ず児童相談所に送致し、児童相談所は、調査の上、原則家庭裁判所に送致することになります。これは、事実認定を争っている事例では、きちんとした認定ができるので有効だと思います。また、家裁に送致されることで、被害者保護の視点での対応もできると思います。

ただ、重大事件を起こした少年を児童相談所で一時保護する場合、様々な年齢や境遇の子供と同じ建物内で保護しなければならないという点や、警察の調査に協力しつつも、子供の人権をどのように守っていくのかという点が課題のように思います。また、児童相談所にマスコミの取材が殺到した場合には、出入りする様々な相談者に不安を与えることも考えられます。

概ね12歳の少年について少年院送致ができるという点については、少年院の中で生活指導や公教育をどのように行っていくのか、まだ見えてきていません。

(法曹委員K)

警察の調査段階で付添人を選任できますが、その付添人は何ができるのか規定がありません。また、警察官による送致と通告がどのように使い分けられていくのかについても規定がありません。更に、一定の重大な事件について付添人を拡充したことは評価できますが、予算面でも拡充が必要だと思います。

(学識経験者委員I)

警察官の調査権が濫用された場合どうなるのか、危惧を感じます。また、新潟家庭少年友の会が民間の立場で付添人活動をしています。国選付添人のすみ分けはどうなるのか、強制調査との関係はどうなるのか、心配です。

(委員長)

少年友の会は、保護者のいない少年などの援助をする、誰でも入れるボランティア団体です。裁判所でも少年友の会の活用を模索中です。

(学識経験者委員A)

どこからどこまでを少年というのか、イメージがはっきりしませんが、12歳前後、小学校5年生くらいになれば、かなり自分の考えが出てくると思います。そういう意味では、厳しい措置をとることもやむを得ないのだと思います。児童相談所の一時保護では限界があるので、警察や裁判所がきちんと連携を取る必要があると思います。

(委員長)

20歳になるまでの未成年者については、刑事訴訟法で処断するのではなく、少年法という別個の法律で処遇を検討することになります。

(学識経験者委員B)

何でもありの世の中になり、子供たちは私どもよりも早く成長し、悪いことも含めて何でも考えたり行動できたりします。

(学識経験者委員C)

最近では、メンタルに弱い子供が多いと感じます。自分の殻に閉じこもっている子供には手を焼きます。

(委員長)

少年法の改正の話が出てくるのには、少年事件の処分が甘いのではないかと、裁判所は何をやっているんだ、という感情があるということはないでしょうか。

(学識経験者委員D)

少年法改正のきっかけとして、少年の凶悪事件があることは間違いありません。理不尽な面を感じていましたが、感情に流された面もあったと思います。少年事件はもっと件数が増えているかと思っていましたが、ここ数年は横ばいのように、認識を改めたところです。メディア報道により凶悪な印象を受けますが、大多数の少年は教育で直ると思います。学校教育や家庭のしつけを求めていく必要があると思います。

なお、加害者の人権が守られるのはいいことですが、被害者保護はどうしても遅れていると感じます。被害者の視点も必要ではないかと思っています。

(学識経験者委員E)

例えば、殺人に対して、同じ懲役22年でも、加害者の身内の立場に立ってみると、おばあちゃんなんかはもう生きているうちには会えない、すごい長さだなと感じますし、被害者の身内の立場に立ってみると、人が死んだのにたったそれだけ、という感じがします。挨拶ができなかったり人とうまく対話できない子が、他人の家で預かっているうちにうまくできるようになったりします。子供のときや罪の小さい段階で保護し、地域で支えることが大事だと感じます。

(学識経験者委員F)

大人でも精神耗弱であれば刑が軽減されます。同じように子供には教育が大事だと思います。調査により犯人扱いするのはいかなるものか。子供の人

権をしっかり守る仕組みでないといけないと思います。マスコミでショッキングな扱いをされ、世論が厳罰化の方向に向かった気がします。子供がやったことには教育により矯正していく社会の仕組みが必要です。隣の子もしからないというように、地域社会が自分中心の価値観では、小さいうちから遵法精神は育たないと思います。

(学識経験者委員H)

加害者の少年に本当に反省する機会が十分に与えられているのか、国民が信頼できなくなったことから、厳罰化に向かっているのではないのでしょうか。被害者やその親と話をする機会を設けて、反省する機会を与えていくことを考えたらいいと思います。

(法曹委員K)

犯罪が凶悪化したという印象の原因の一つとして、報道の量が多すぎるということだと思います。一つの事件が何度も報道され、数が多いと錯覚しているのではないのでしょうか。統計ではむしろ減っているのです。報道の問題は大きいと思います。少年には社会が寛容であるべきだという原則を見つめ直す必要があります。少年に対する福祉と温かい寛容の気持ちがない社会は問題だと思います。

(法曹委員L)

国民感情としては、温かく見守れるものにも限度がある、限度を超えたものは厳しくしよう、ということだと思います。更生といっても、結果に対する責任を取ってもらわないと説明ができないものがあるのだと思います。

(委員長)

法曹全体の考えが世の中から離れたものになっていないか、常に気をつけていきたいですね。

3 家庭裁判所の手続をより知っていただくための方策についての意見交換

(委員長)

家事事件の柱の一つに成年後見制度がありますが、今年の申立件数は昨年並みに留まっています。これは、もう必要な人が使っているからなのか、制度を知らない人が相当数残っているのか、分かりません。裁判所としては、

どのような広報が有効か日夜思案しているところです。

(学識経験者委員D)

成年後見に関する相談件数は倍増していますし、成年後見制度の利用はこれから増えていくと思います。金融機関や市町村、司法書士といった相談窓口でPRをおろしていけば、そこからアドバイスを受けた人が裁判所に相談に行くという仕組みができると思います。また、組織の中央に説明担当者がいて、地域団体の求めに応じて説明したり教育したりする体制が必要だと思います。司法は堅くて入っていくのが難しいですが、学校の生徒など年齢の若いうちに教育していけば、スムーズに入る下地ができると思います。地域団体に声をかければ、人が集まってくると思います。

(委員長)

このごろは、裁判所もよく学校に出かけるようになりました。裁判員制度の関係では、小中高校に出かけています。

(学識経験者委員B)

農業団体の中にも女性部などいろんな組織がありますし、そのような組織にPRしていくことにより各地のJAへ情報が流れていきますので、そういうところの活用も考えられます。

(学識経験者委員H)

テレビのニュースになるのが一番視聴率が上がりますし、世論の形成はワイド番組が一番です。そういう大きな広報と、ここに行けば詳しく分かるというような広報を組み合わせるなど、いろんなルートを通じて広報をした方がいいと思います。今年の11月から緊急地震速報がラジオとテレビで実施されていますが、それを車を運転中に聞いて、急ブレーキをかける人とスピードを落とさない人がいれば事故が起きます。そのため、NHKでは繰り返し周知のための放送をしていますが、それでも速報態勢を知っている人は五十何パーセントくらいです。すぐに頭に入れてもらいたいなら、テレビの力を利用することと、細かい広報がいると思います。

(学識経験者委員F)

県の老人クラブの大会では、県内各地から1500人くらいが集まります。そういう場で、社会福祉協議会や消費者団体、公証人などの協力を得て、寸

劇を交えて楽しみながら制度を紹介することも考えられます。また、地域包括支援センターや介護福祉士会など、成年後見について協力をお願いしているいろんな団体に周知することが必要です。本人が手続をとれないときには、周りの人が対処することになります。そういう人から、どこに相談に行けばいいのかわかっていただくことが大事だと思います。

(学識経験者委員 A)

高齢者の看護や介護施設勤務の看護師を対象とした研修に裁判所が出前授業をすとか、パンフレットを配布することも考えられます。制度を地域に浸透させることが大事です。市町村のコミュニティセンターは利用者が多く、デイサービスのようなことをやっているところもあるので、コミュニティセンターを統括している部課に投げかけると、けっこう住民に密着した対応ができると思います。

(学識経験者委員 I)

お金がかかりますが、もしお金があったら、庁内の自治会の回覧を利用するのが一番たくさんの人に見てもらえます。その次は、市報に載せることです。色刷りにしてなるべくきれいなものの方が目につきます。また、成年後見制度の話を知りたいと思っても、どこに依頼したらいいのかわからないということもありますので、その辺の周知もいると思います。

(委員長)

大いに参考にさせていただきます。

第3 次回期日

平成20年6月4日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	持 本 健 司
学識経験者委員	長 部 夕 三
同	角 山 富 衛
同	加 藤 智 章
同	寺 澤 幸 男
同	外 山 迪 子
同	中 村 忍
同	堀 井 愛 子
同	山 中 景 子
同	吉 村 洋 子
法曹委員	鈴 木 正 弘
同	土 屋 俊 幸
同	中 島 泰 徳

(2) 欠席者

学識経験者委員	竹 内 希 六
同	堀 内 敬 子

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	安 江 一 平
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一
家事首席書記官	波 田 野 明
少年首席書記官	水 品 良 一
事務局長	稲 垣 誠 也
事務局次長	本 間 信 幸